

山口県居住支援協議会

支援事業協力会員新規募集のご案内

山口県居住支援協議会（以下：協議会）は山口県において、高齢者、障害者、母子家庭等子育て世帯といった、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るために、必要な施策を講ずることを目的として、平成27年7月14日に設立されました。

これまで協議会では、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅における入居制限の実態調査や、オーナー様や貴協会会員の皆様への制度通知及び住宅情報の登録促進のための事業説明会、相談窓口での対応における福祉部局との連携体制を構築するための意見交換会等を実施したところです。

今後とも住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の安定供給を図るため、貴協会会員の皆様のご協力を頂きながら、オーナー様への協力要請、また住宅情報の登録を促進していきたいと考えております。

つきましては、下記の登録要件により支援事業の協力会員を新規に募集致しますので、是非ともご応募頂きますようご協力の程よろしくお願い致します。

また、申し込みされた会員様を、山口県居住支援協議会のホームページに、支援事業の協力会員として紹介（名簿掲載）致します。

【協力会員の登録要件】

『下記①～⑤のいずれかの住宅確保要配慮者向け賃貸物件を、常時1件以上掲載可能な会員』

- [①高齢者世帯向け、②障害者世帯向け、③母子家庭等子育て世帯向け
④低額所得者世帯向け、⑤外国人世帯向け賃貸物件]

【登録申込みの手続き】

別紙登録申込書・誓約書に必要事項をご記入頂き、

FAX（083-973-7522）にて事務局へお送りください。

以 上

山口県居住支援協議会
会長 上原 祥典 様

山口県居住支援協議会「支援事業協力会員」登録申込書・誓約書

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の安定供給事業に協力致したく、支援事業協力会員の登録を申し込みます。

つきましては、下記の事項を遵守・履行することを誓約致します。

なお、登録要件を満たさない事項が発生した場合、速やかに登録の取り下げを申し出ます。

記

1. 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅情報の登録促進
2. 住宅確保要配慮者が入居可能な賃貸物件の掘り起こし
3. オーナーに理解頂くための積極的な協力要請
4. 協議会が主催する事業説明会・意見交換会等への参加

商 号	
代表者氏名	
所在地	〒
電話番号	— —
FAX番号	— —
免許番号	国土交通大臣 ・ 山口県知事 () 第 号

【協力会員の登録要件】

『下記①～⑤のいずれかの住宅確保要配慮者向け賃貸物件を、常時1件以上掲載可能な会員』

- [①高齢者世帯向け、②障害者世帯向け、③母子家庭等子育て世帯向け、
④低額所得者世帯向け、⑤外国人世帯向け賃貸物件]

【登録申込みの手続き】

本登録申込書・誓約書に必要事項をご記入頂き、
FAX (083-973-7522) にて事務局へお送りください。